

建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行基準の改定について

厚生労働省及び国土交通省からの指示を受け、以下のとおり、証明書の発行基準等を令和3年度から改定し、令和4年度から完全実施といたしますのでお知らせいたします。

改定の趣旨

今回の改定は、建退共制度における電子申請方式の導入に当たり、電子申請方式に係る取扱いを新たに定めるとともに、建退共制度の適正履行の確保のため、加入・履行状況の確認について強化を図るためのものです。

加入・履行証明書の「発行基準」

1. 共済手帳の更新について

- ① 共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ② 共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
 - ア. 加入後1年未満の方
 - イ. 季節労働者、高齢・病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない方
 - ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている方

2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額(下記①～④の合計額)が、被共済者数に1人当たり78,120円(※1)を乗じた額(1. ②アに該当する方については、加入後の月数に6,510円(※2)を乗じた額、イに該当する方については、労働日数に310円(※3)を乗じた額)以上であること。

- ① 電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ② 共済証紙購入額
- ③ 前年度から繰り越した共済証紙の金額
- ④ 元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額
(※1) 令和3年10月より掛金が320円に改定されますので、令和3年10月以降を始期とする決算期からは、80,640円(320円×21日×12月)を乗じた額となります。
(※2) 上記同様、令和3年10月以降は、6,720円(320円×21日)を乗じた額となります。
(※3) 令和3年10月以降の就労分については、320円を乗じた額となります。

3. 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について(令和4年度から)

共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

4. 下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく(0人である場合を含む。)、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていること。

5. 基準の強化・緩和

地域の実情等により、基準を強化又は緩和している都道府県については、当該基準を公表しておりますので各都道府県支部にお問い合わせください。

加入・履行証明書の「申請時に必要な書類等」

証明書の交付を受けるには、「加入・履行証明願」の他に下記の書類の提出が必要となります。(決算期間内全てにおいて電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合は、③④⑤は不要です。)

- ① 共済手帳受払簿(写)
加入状況、及び被共済者数に見合う共済手帳の更新数があるかを確認します。
- ② 出勤簿等(1. ②イの被共済者がいる場合のみ(写))
※栃木県支部では出勤簿の代わりに、従来通り、共済手帳と証紙貼付台帳を確認させていただきます。必ずご持参ください。
- ③ 共済証紙受払簿(写) ※掛金収納書をご持参ください。
共済証紙購入額・下請に現物交付した共済証紙の金額(2. ③、④)を確認します。
- ④ 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書(「建設業退職金共済証紙受領書」を含む。)
(建退共事務受託様式第2号)(写)
決算期間内において、最も請負金額の大きい工事に関する報告書(写)を添付してください。
購入した証紙の相当割合が下請に交付されている場合、下請からの証紙交付依頼に対して適正な枚数の証紙を交付し、下請が受領しているか(2. ④)を確認します。
- ⑤ 工事別共済証紙受払簿(令和4年度から)
公共工事において、工事別共済証紙受払簿の作成・保管が行われているか(3.)を確認します。
建退共の求めに応じて、提示してください。
- ⑥ 発行手数料

令和3年10月1日から

建退共の制度が一部かわります。

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和3年10月1日から施行されることに伴い建退共の制度が下記のとおり変更されます。

I 建退共の掛金日額を改定いたします。

退職金給付水準を維持するため掛金日額を**310円から320円**に改定いたします。

①令和3年10月1日以降は新しい共済証紙しか販売しておりません。

令和3年10月1日以降は、310円証紙は販売いたしませんので、**令和3年9月30日までの就労分については必要数を見込みで9月30日までに購入**してください。

②310円証紙は320円証紙と交換できます。

310円証紙がお手元に残っている場合は、最寄の金融機関で「共済契約者証」を提示し、期間内に証紙の交換を申し出てください。（※一部取扱いのない店舗もございますので、金融機関へご確認ください。）

③共済手帳はそのままお使いください。

1. 令和3年9月末日までに発行された共済手帳はそのままご使用ください。現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期が到来するまで（次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過するまで）更新手続きは必要ありません。
2. 令和3年9月末日までの就労分は310円証紙を、令和3年10月1日からの就労分は320円証紙を貼付してください。
3. 令和3年10月以降に発行された共済手帳には310円証紙を貼付することはできませんので、**更新の際は、9月30日までの就労分の貼付もれがないようご注意ください。この場合、手帳に貼った証紙枚数が250枚を超えても差し支えありません。**

II 予定運用利回りの引き下げに伴い、退職金額が改定されます。

1. 制度の安定的な運営を図るため、予定運用利回りが現行の3.0%から**1.3%**に変更されます。
2. 現在、加入されている方の令和3年9月末までの掛金納付分は、従来通りの予定運用利回りが保証されます。
3. 令和3年10月1日以降の掛金納付分については、予定運用利回り1.3%で算定された退職金額となります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共 栃木県支部

TEL. 028-639-2611

FAX. 028-639-2985

建退共本部ホームページ

<https://kentaikyo.taisyokukin.go.jp>

検索